

社員総会規則

2010年10月16日 制定
2013年08月23日 改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本リハビリテーション工学協会定款第32条により本規則を定める。

(定足数および入場)

第2条 定款第23条に定める社員は、定時社員総会または臨時社員総会の開催を招集した日の社員とする。ただし、それ以降で社員総会の日の間に退会した者は含まない。

- 2 社員総会会場に入場できるものは、正会員に限る。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第3条 定款第26条に定める書面又は電磁的方法による議決権の行使は、以下の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 会員番号及び氏名の記載がある記名押印または署名を行った書面の郵送
- (2) 当法人が指定する本人確認を行うウェブサイトからの投票
- (3) 社員が直接送信したことを示す電子署名を付加した電子メールによる投票

(議長)

第4条 定款第27条に定める会長に事故等による支障があるときに選出する議長は、理事の中から予め決められた代行順位に従い選出するものとする。

- 2 議長である理事に関わる議案については、自ら議長を務めることはできないものとする。この場合の議長は、前項の方法に従い、他の理事が議長を代行するものとする。

(決議)

第5条 定款第28条に定める社員総会の決議は、原則として挙手によるものとする。

- 2 決議の際には、会場を閉鎖し、各議案における参加者数を、議案毎に確定させる。

(代理表決)

第6条 定款第29条に定める議決権行使の代理は、当法人が指定する代理委任状をもって行うものとする。

- 2 議決権行使の代理を委任された社員が欠席の場合は、前項による代理委任状であっても、無効とする。

(決議及び報告の省略)

第7条 定款第30条に定める書面又は電磁的方法は、本規則第3条を準用する。

- 2 定款第30条2項に定める社員総会に報告すべき事項の通知は、協会誌上に公告を掲載することで行うものとする。

(議事録)

第8条 定款第31条に定める議事録は、当法人の事務局によって作成するものとする。

2 定款第31条2項に定める理事は、議長およびそれ以外の2名が行うこととする。

(変更または追加)

第9条 定款第32条に定めるとおり、本規則の変更または追加は、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項における決議は、定款第28条の定めるところにより、社員総数の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。